

新しい免許証には、交付年月日（再交付年月日）、登録年月日の両方が記載される。医籍番号は変わらない。医籍に再交付年月日が記載される。

手続きについては、全て住所地または就業地管轄の保健所から都道府県を経由して行われる。

4 定期的な届出

医師法第6条第3項

住所地、就業地の管轄の保健所に医師届出票を提出

（2年ごと、12月31日現在、翌年の1月15日まで）

5 資格の停止、取り消し

医師法第7条

刑事罰を受けた者等については、医道審議会の意見を聴き、停止または取り消しの処分を行う。

処分者には、処分の通知を行うとともに弁明の聴取を行う。

6 外国の医師免許証の取扱い

外国の医師免許証は、日本では通用しない。日本で医療行為を行う場合は、日本の医師国家試験に合格し医籍登録されなければならない。

7 保険医、保健医療機関の登録

健康保険法第43条の2～5

保健医療を行う医療機関、医師は、地方社会保険事務所に登録を行わなければならない。

